

## 早稲田大学大学院教職研究科校友会会則

### (名称)

第1条 本会は、早稲田大学大学院教職研究科校友会と称する。

### (目的)

第2条 本会は、会員相互の交流と親睦を図り、早稲田大学大学院教職研究科の発展に寄与することを目的とする。

### (事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 大会、例会、講演会など
- 二 その他

### (会員)

第4条 本会は正会員および準会員をもって組織する。

- 一 正会員
  - (1) 早稲田大学大学院教職研究科修了者（中退者を含む）
  - (2) 教職研究科教職員である者および教職員であった者
  - (3) 会員の推薦に基づき幹事会により入会を認められた者
- 二 準会員  
早稲田大学大学院教職研究科に在籍する者

### (役員)

第5条 本会に次の役員を置く

- 一 会長（1名）
- 二 代表幹事（1名）
- 三 幹事（若干名）

### (会計)

第6条 本会の経費は、会費、寄付金その他の収入をもって充てる。

- 2 会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

### (会議)

第7条 会長は、本会を運営するため、次の会議を招集する。

- 一 総会 毎会計年度1回
- 二 幹事会 随時

### (補則)

第8条 この会則に定めがない事項については、会長が幹事会に諮って決する。

### 附則

この会則は平成22年8月7日から施行する。